

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例

(町田市一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 町田市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年10月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「基き」を「基づき」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年3月町田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(町田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 町田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年3月町田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

(町田市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第4条 町田市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

町田市一般職の職員の旅費に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に<u>基づき</u>、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に<u>基き</u>、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費について必要な事項を定めることを目的とする。</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p>

町田市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>及び町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号。以下「給与条例」という。）第9条第2項の規定に基づき、職員の特種勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 この条例は、給与条例の適用を受ける<u>全ての</u>職員（臨時的に任用された職員を除く。）に適用する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>及び町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号。以下「給与条例」という。）第9条第2項の規定に基づき、職員の特種勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 この条例は、給与条例の適用を受ける<u>すべての</u>職員（臨時的に任用された職員を除く。）に適用する。</p>

町田市災害派遣手当等の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による町田市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による町田市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。</p>